

# 海外勤務者担当産業医研修会 運営規程

一般社団法人日本渡航医学会 産業保健委員会

## A. 研修会の目的

海外勤務者への安全配慮という観点から、企業では海外勤務者の健康管理を専門で担当する産業医を配置する動きが見られている。しかしながら国内において産業医が海外勤務者に対する健康管理対策を包括的に学ぶ機会は十分とはいえない。本研修会では海外勤務者の健康管理の実務を担当することができる産業医の育成を目的とする。

## B. 研修会の運営

日本渡航医学会（以下、学会とする）の産業保健委員会は、学会事務局と協力して本研修会の運営をおこなう。産業保健委員会委員長は研修会の運営責任者として、研修会に関する実務を担う。また研修会の運営に際しては、適宜担当理事の指示および学会理事会の承認を得ることが必要である。

## C. 受講対象者

次の対象者について受講機会の提供を行う。

A 区分	<p>本来の受講対象者（研修修了証の対象者）</p> <p>受講にあたっては下記の全ての条件が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①学会会員である医師</li><li>②学会の認定医療職研修会への過去 5 年以内の参加実績がある者</li><li>③産業医の資格を有する者</li></ul> <p>全ての研修科目を受講した者には研修修了証を発行する。</p>
B 区分	<p>海外勤務者の健康管理を学びたい医師</p> <p>学会会員である者。</p> <p>研修修了証は発行しない。</p>
C 区分	<p>海外勤務者の健康管理を学びたい医師以外の職種（看護職、薬剤師など）</p> <p>学会会員である者。</p> <p>研修修了証は発行しない。</p>

#### D. 研修内容

海外勤務者の健康管理に必要な知識を学ぶために次の項目の講義を提供する（下表）。産業保健委員会は、少なくとも年 1 回シラバスの内容をレビューし、必要に応じて改訂を行う。

No.	2024 年度 講義（各講義 60 分）
1	海外勤務者担当産業医の役割と責任
2	海外駐在員への職務適性評価（派遣可否判断）
3	海外駐在中の健康管理
4	海外医療情報の収集方法
5	海外勤務者の感染症と予防接種
6	海外における医療機関の受診/医療保険と医療費
7	海外の薬剤事情と携帯医薬品
8	帯同家族の健康
9	海外駐在員のメンタルヘルス
10	海外勤務者の緊急医療搬送
11	海外勤務者への法的課題
12	海外出張者の健康管理

#### E. 研修会の開催

年度ごとに全 3 回の研修会を開催する。研修会の開催時期・場所は産業保健委員会において決定する。

#### F. 研修修了証

A 区分の受講者で、年度内（6 月から翌年 5 月）に全ての講義を受講した者に対して、学会は研修修了証を交付する。また年度内に全ての講義が受講できなかった場合は、翌年度中に残りの講義を受講した場合に限り、学会は研修修了証の交付をおこなう。

研修修了者のうち希望者については、その氏名、所属および認定医療職資格の有無を学会ホームページに公開する。

#### G. 規程の改訂

産業保健委員会は運営規程の改訂を行い、学会理事会の承認を得た上で実施する。

附 則

本規程は、2024 年 6 月 1 日より実施する。

改訂履歴			
改訂日	改訂概要	改訂理由	担当
2024.06.01	新規に規程を制定	—	産業保健委員会 委員長